

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

号外(二) 令和八年四月一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第四号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中、「組織規則第二十三条に規定する秘書広報統括監」を削る。
第九条に次の一項を加える。

2 現地機関において個別に処理させる事務で部長が専決することができる事項は、別表第四の二に定めるとおりとする。

第十条中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

第十一条中「別表第四」の下に「及び別表第四の二」を加え、「同表」を「これらの表」に改める。

第十六条第一項の表副知事専決事項である事務の項第二順位の欄及び部長専決事項である事務の項第一順位の欄中「次長」の下に「当該事務を所掌する次長が置かれない場合にあつては、担当次長等」を加え、同項第二順位の欄中「場合」の下に「又は第一順位が担当次長等の場合」を加える。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和八年四月一日

別表第三知事直轄組織の表を次のように改める。
知事公室
秘書広報課

事務の種類	行政管理課	三 広報に関する事務	二 表彰、礼遇等に関する事務	一 叙位、叙勲及び褒章に関する事務	事務の種類
副知事専決事項					副知事専決事項
部長専決事項		1 年間広報計画の策定	1 岐阜県議会議員勤続者の礼遇に関する規程（昭和三十年告示第五百九十五号。以下この号において「規程」という。）第二条のき章の贈呈及び規程第三条の表彰の決定		部長専決事項
課長専決事項		1 広報紙の編集及び発行 2 テレビ、ラジオ番組の企画 3 ホームページの企画及び編集 4 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）記事の企画及び投稿		1 危篤叙勲又は高齢者叙勲の具申 2 死亡者の叙位又は叙勲の具申	課長専決事項

事務の種類	人事課	一 職員の任免等に関する事務（地方自治法（以下この項中「法」という。）岐阜県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年条例第十九号。以下この項中「定年条例」という。）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年条例第五号。以下この項中「外国条例」という。）、職員の任用に関する規則（昭和三十一年人事委員会規則第五号。以下この項中「任用規則」という。）、岐阜県職員の定	一 職員の任免等に関する事務（地方自治法（以下この項中「法」という。）、岐阜県職員の定年等に関する条例（昭和五十九年条例第十九号。以下この項中「定年条例」という。）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年条例第五号。以下この項中「外国条例」という。）、職員の任用に関する規則（昭和三十一年人事委員会規則第五号。以下この項中「任用規則」という。）、岐阜県職員の定	一 岐阜県行政査察規程（昭和五十二年訓令甲第十四号。以下この項中「規程」という。）の施行事務	事務の種類
副知事専決事項					副知事専決事項
部長専決事項		1 任用規則別表行政職の表課長補佐の欄、主査の欄及び主任の欄に掲げる職に相当する職にある職員の任免等 2 法第八十条の三の職員の兼職等 3 課長専決事項を除く外国条例の施行に関する事務	1 任用規則別表行政職の表課長補佐の欄、主査の欄及び主任の欄に掲げる職に相当する職にある職員の任免等並びに部長専決事項を除く職員の任免等		部長専決事項
課長専決事項		1 知事決裁事項である任用規則別表行政職の表、本庁部長の欄、本庁次長の欄及び本庁課長の欄に掲げる職に相当する職にある職員の任免等並びに部長専決事項を除く職員の任免等 2 外国条例第九条第二項の人事委員会への報告 3 定年条例、任用規則、定年規則及び暫定任用規則の施行に関する事務（第一号に係る事務を除く。） 4 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十二條の使用証明書の交付	1 知事決裁事項である任用規則別表行政職の表、本庁部長の欄、本庁次長の欄及び本庁課長の欄に掲げる職に相当する職にある職員の任免等並びに部長専決事項を除く職員の任免等	1 規程第五条の行政査察の通知	課長専決事項

<p>年等に関する条例施行規則（昭和六十年人事委員会規則第四号以下この項中「定年規則」という。）及び岐阜県職員等の定年退職者等の暫定再任用に関する規則（令和五年人事委員会規則第五号。以下この項中「暫定再任用規則」という。）の施行事務）</p>	<p>二 職員の服務等に関する事務（地方公務員法（以下この項中「法」という。）の施行事務）</p>	<p>三 職員の分限処分に関する事務（地方公務員法（以下この項中「法」という。）及び岐阜県職員の分限に関する条例（昭和二十六年条例第二十三号。以下この項中「条例」と</p>
<p>1 法第三十四条第二項の秘密事項の発表の許可 2 法第三十八条第一項の部長等及び現地機関の長の営利企業従事等の許可（別に定めるものを除く。）</p>	<p>1 法第三十四条第二項の秘密事項の発表の許可（別に定めるものを除く。） 2 職員の身元調査、履歴事項の証明</p>	<p>1 法第二十八条第二項第一号に該当する職員の休職処分 2 法第四十九条の処分説明書の交付 3 条例第六条第三項の休職期間の変更及び同条第四項の復職の</p>
<p>1 法第三十八条第一項の営利企業従事等の許可（別に定めるものを除く。） 2 職員の身元調査、履歴事項の証明</p>	<p>1 労働基準法第二十条の解雇の予告 2 条例第四条第二号の診断書の作成の依頼 3 岐阜県職員の分限に関する条例施行規則（昭和二十九年人事委員会規則第四</p>	<p>1 労働基準法第二十条の解雇の予告 2 条例第四条第二号の診断書の作成の依頼 3 岐阜県職員の分限に関する条例施行規則（昭和二十九年人事委員会規則第四</p>
<p>四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十二号。以下この項中「法」という。）の施行事務 五 職員の休業の承認等に関する事務（地方公務員の育児休業等に関する法律（以下この項中「育休法」という。）、地方公務員法（以下この項中「地公法」という。）、岐阜県職員の修学部分休業に関する条例（平成十八年条例第九号。以下この項中「修学条例」という。）、岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十四年条例第二号。以下この項中「自己啓発等条例」という。）、岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年条例第四十五号。以</p>	<p>1 育休法第二条第一項の部長等の育児休業の承認及び育休法第五条第二項の規定による承認の取消し 2 育休法第十条第一項の部長等の育児短時間勤務の承認及び育休法第十二条において準用する育休法第五条第二項の規定による承認の取消し 3 地公法第二十六条の二第一項の規定による部長等の修学部分休業の承認及び修学条例第四条の規定による承認の取消し 4 地公法第二十六条の三第一項の規定による部長等の高年齢者部分休業の承認及び高年齢者条例第</p>	<p>1 育休法第二条第一項の部長等の育児休業の承認及び育休法第五条第二項の規定による承認の取消し 2 育休法第十条第一項の部長等の育児短時間勤務の承認及び育休法第十二条において準用する育休法第五条第二項の規定による承認の取消し 3 地公法第二十六条の二第一項の規定による部長等の修学部分休業の承認及び修学条例第四条の規定による承認の取消し 4 地公法第二十六条の三第一項の規定による部長等の高年齢者部分休業の承認及び高年齢者条例第</p>
<p>命令</p>	<p>1 部長専決事項を除く育休法、地公法、修学条例、自己啓発等条例、配偶者条例及び高年齢者条例の施行に関する事務（育児部分休業に関する事務を除く。）</p>	<p>1 部長専決事項を除く育休法、地公法、修学条例、自己啓発等条例、配偶者条例及び高年齢者条例の施行に関する事務（育児部分休業に関する事務を除く。）</p>
<p>号）第二条の職名等の通知</p>	<p>1 法第二十九条の支給状況の報告等</p>	<p>1 法第二十九条の支給状況の報告等</p>

<p>八 職員の勤務条件等に関する事務（岐阜県職員</p>	<p>七 岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年条例第四十一号。以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>六 岐阜県各種委員等給与条例（昭和二十三年条例第四十八号。以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>下この項中「配偶者条例」という。）及び岐阜県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和五年条例第二十四号。以下この項中「高齢者条例」という。）の施行事務</p>
<p>1 規則第五十七条の五の規定による勤奨手当の成績率</p>			
<p>1 条例第二十二條の二及び第二十二條の三に規</p>	<p>1 条例第四條第一項及び第五條第一項の整理退職者等に係る承認</p>	<p>1 条例の施行に関する事務</p>	<p>五條の規定による承認の取消し等 5 地公法第二十六條の五第一項の規定による部長等の自己啓発等休業の承認及び同條第五項の規定による承認の取消し 6 地公法第二十六條の六第一項の規定による部長等の配偶者同行休業の承認及び同條第六項の規定による承認の取消し</p>
<p>1 条例第二十八條第四項に規定する支給額の決</p>	<p>1 知事決裁事項である条例第十三條の退職手当の支給の一時差止めに係る事項及び部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>		
<p>の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下この項中「条例」という。）及び岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>			
<p>の決定（職員の任用に関する規則別表行政職の表本庁部長の欄、本庁次長の欄及び本庁課長の欄に掲げる職に相当する職にある職員に限る。）</p>			
<p>を除く。）</p>	<p>7 規則第五十七條の五の規定による勤奨手当の成績率の決定（職員の任用に関する規則別表行政職の表本庁部長の欄、本庁次長の欄及び本庁課長の欄に掲げる職に相当する職にある職員を除く。）</p>	<p>7 規則第五十七條の五の規定による勤奨手当の成績率の決定（職員の任用に関する規則別表行政職の表本庁部長の欄、本庁次長の欄及び本庁課長の欄に掲げる職に相当する職にある職員を除く。）</p>	<p>定する手当額の協議 2 条例第三十一條第二項、第三十二條第一項及び第二項の規定による定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等の決定 3 条例第三十五條第二項の規定による別段の措置の決定 4 条例第四十條の規定による勤務時間等の決定 5 規則第四條第一項の規定による人事委員会への承認申請 6 規則第三十五條第二項の規定による管理職員特別勤務実績簿の作成</p>
<p>7 地方公務員給与実態調査規則（昭和三十二年</p>	<p>6 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則第四十三條及び第四十七條の規定による人事委員会への承認の申請</p>	<p>6 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則第四十三條及び第四十七條の規定による人事委員会への承認の申請</p>	<p>定 2 規則第七十六條第二項、第四項及び第五項の規定による指定期間の指定（部長等を除く。次号及び第四号において同じ。） 3 規則第七十八條の規定による職員を引き続き六日を超える病気休暇の承認 4 規則第七十九條第一項の規定による職員の介護休暇の承認 5 岐阜県職員の勤務時間に関する規則第四條の勤務時間及び休憩時間の承認（育児、介護等に関する特別な事情がある職員の勤務時間及び休憩時間に係るものを除く。）</p>

<p>12 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年人事委員会規則第三号）第十九条第一項の規定による昇格の決定及び岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一</p>	<p>11 特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則（昭和三十一年規則第四十四号）第二条第二号の規定による職員の指定及び第五条の勤務時間等の特例の承認</p>	<p>8 規則第七十六条第二項、第四項及び第五項の規定による指定期間の指定（部長等に限る。次号及び第十号において同じ。） 9 規則第七十八条の規定による職員の引き続き六日を超える病気休暇の承認 10 規則第七十九条第一項の規定による職員の介護休暇の承認 11 特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則（昭和三十一年規則第四十四号）第二条第二号の規定による職員の指定及び第五条の勤務時間等の特例の承認 12 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年人事委員会規則第三号）第十九条第一項の規定による昇格の決定及び岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一</p>
		<p>府令第五十七号 第八条第二項の規定による調査票の提出</p>
<p>十 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下この項中「条例」という。）及び岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和二年</p>	<p>九 岐阜県職員等旅費条例（以下この項中「条例」という。）及び岐阜県職員等旅費条例施行規則（昭和三十三年人事委員会規則第八号。以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>	
<p>1 規則第五十条の規定による成績率の決定</p>		<p>部を改正する規則（令和七年人事委員会規則第二十六号）附則第三項第一号に掲げる職員（職員の任用に関する規則別表行政職の表本庁部長の欄、本庁次長の欄及び本庁課長の欄に掲げる職に相当する職にある職員以外の職員に限る。）の決定</p>
<p>2 部長専決事項を除く規則の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第二条第四項の規定による任命権者との協議及び人事委員会への承認の申請</p>	<p>1 条例及び規則の施行に関する事務</p>

<p>十三 表彰に関する事務</p>	<p>十二 組織及び定数に関する事務</p>	<p>十一 岐阜県会計年度任用職員勤務時間、休暇等に関する規則（令和二年規則第十四号。以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>	<p>人事委員会規則第五号。以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>
<p>1 永年勤続職員の表彰並びに職員の任用に関する規則別表行政職の表本庁部長</p>	<p>1 地方自治法第百八十条の四第二項の行政委員会規則制定等の協議 2 岐阜県職員定数条例（昭和二十四年条例第三十号）第二条第二項第四号の知事の定める六月以上のわたる長期の研修の決定 3 岐阜県職員定数条例第三条の規定による定数（期間を定めて置く定数に限る。）の配分</p>		
<p>1 定 退職表彰の決定</p>			<p>1 規則の施行に関する事務</p>

<p>別表第三人事課の表、行政管理課の表及び職員厚生課の表を削る。</p>	<p>三 職員の福利厚生に関する事務</p>	<p>二 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年条例第四十二号。以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>一 恩給法（大正十二年法律第四十八号。以下この項中「法」という。）及び岐阜県職員退職料給与条例（昭和八年条例第十号。以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>職員厚生課 事務の種類</p>	
				<p>副知事専決事項</p>	
	<p>1 職員の安全衛生、元氣回復その他厚生に関する事項の計画の決定</p>	<p>1 条例第五条の補償基礎額の協議 2 条例第十七条の福祉事業の実施 3 条例第二十一条の補償の支払の一時差止め</p>	<p>1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>の欄、本庁次長の欄及び本庁課長の欄に掲げる職に相当する職にある職員の退職表彰の決定</p>
	<p>1 部長専決事項を除く職員の福利厚生に関する事務</p>		<p>1 法及び条例の施行に関する事務</p>	<p>課長専決事項</p>	

別表第三環境生活政策課の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から八の項までを削り、九の項を二の項とし、十の項及び十一の項を削る。
 別表第三省工ネ・再工ネ社会推進課の表の次に次のように加える。

自然環境課

事務の種類	一 自然公園法 (昭和三十三年法律第六十一号。以下この項中「法」という。)及び自然公園法施行令(昭和三十三年政令第二百九十八号。以下この項中「令」という。)の施行事務
副知事専決事項	
部長専決事項	1 法第七条第二項及び第八条第二項の公園計画に係る申出 2 法第八条の二第四項及び第九条の二第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による協議会に対する通知 3 法第九条第二項の規定による公園事業の決定及び同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公園事業に係る公示 4 法第十六条第三項の公園事業の執行の認可 5 法第十六条第四項において読み替えて準用する法第十条第六項の公園事業の認可事項の変更
課長専決事項	1 知事決裁事項である法第五条第二項の国定公園の区域の指定の申出及び法第六条第二項ただし書の国定公園の指定の解除等に係る意見の申出並びに部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務
6 に係る認可等	6 法第十六条第四項において読み替えて準用する法第十条第十項の規定による公園事業の認可及び認可事項の変更の認可への条件の付加 7 法第十六条第四項において読み替えて準用する法第十一条の規定による改善命令 8 法第十六条第四項において読み替えて準用する法第十四条第三項の規定による公園事業の認可の取消し 9 法第十六条第四項において読み替えて準用する法第十五条第一項の規定による原状回復等の命令 10 法第十六条第二項及び第四十二條の二第一項の規定による協議会を組織することの決定 11 法第十六条第三項の規定による利用拠点

	<p>12 整備改善計画の認定の申請 12 法第十六条の四第一項に規定する利用拠点整備改善計画の変更の認定の申請及び同条第二項の規定による届出</p> <p>13 法第十六条の七第三項において読み替えて準用する法第十六条の三第四項の規定による利用拠点整備改善計画の認定、同条第五項の規定による条件の付加等及び同条第六項の規定による公表（法第十六条の四第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>14 法第十六条の七第三項において読み替えて準用する法第十六条の五第一項の規定による利用拠点整備改善計画の認定の取消し及び同条第二項の規定による公表</p> <p>15 法第十六条の七第四項の規定</p>
<p>16 による利用拠点整備改善事業に係る協議 16 法第二十条第一項の規定による特別地域の指定（指定の解除及び区域の変更を含む。）及び同条第二項において読み替えて準用する法第五条第三項の規定による公示</p> <p>17 法第二十一条第一項の規定による特別保護地区の指定（指定の解除及び区域の変更を含む。）及び同条第二項において読み替えて準用する法第五条第三項の規定による公示</p> <p>18 法第二十三条第二項において読み替えて準用する法第五条第三項の規定による利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更に係る公示</p> <p>19 法第二十五条第一項の指定認定機関の指定及び同条第五項の</p>	

規定による指定に係る公示

20 法第二十七条 第四項の指定認定機関の認定関係事務の全部又は一部の休止又は廃止の許可

21 法第二十九条 第一項の規定による指定認定機関に対する監督上必要な命令

22 法第二十九条 第二項及び第三項の規定による指定認定機関の指定の取消し並びに同条第四項において準用する法第二十五条第五項の規定による公示

23 法第三十六条 第一項の規定による集団施設地区の指定（指定の解除及び区域の変更を含む。）及び同条第二項において読み替えて準用する法第五条第三項の規定による公示

24 法第四十二条の四第一項の規定による自然体験活動促進計画の認定の申請

25 法第四十二条の四第三項の規定による自然体験活動促進計画の認定、同条第四項の規定による協議、同条第五項の規定による条件の付加等及び同条第六項の規定による公表（法第四十二条の五第三項において準用する場合を含む。）

26 法第四十二条の五第一項の規定による自然体験活動促進計画の変更の認定の申請及び同条第二項の規定による届出

27 法第四十二条の六第一項の規定による自然体験活動促進計画の認定の取消し及び同条第二項の規定による公表

28 法第四十三条 第四項の規定による風景地保護協定に係る協議（法第四十七条において準用する場合を含む。）次号から第三十

	<p>二号までにおいて同じ。） ²⁹ 法第四十四条 第一項の規定による風景地保護協定に係る公告 ³⁰ 法第四十五条の規定による風景地保護協定の認可 ³¹ 法第四十六条の規定による風景地保護協定の締結又は認可の公告 ³² 法第四十九条 第一項の規定による公園管理団体の指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示 ³³ 法第五十二条の規定による公園管理団体に対する措置命令 ³⁴ 法第五十三条 第一項の規定による公園管理団体の指定の取消し及び同条第二項の規定による公示 ³⁵ 法第五十八条の規定による受益者負担の決定及び法第五十九条の規定による原因者負担の決</p>
<p>二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この項中「法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号。以下この項中「令」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下この項</p>	<p>定 ³⁶ 法第六十七条 第二項の規定による特別地域、特別保護地区又は利用調整地区の指定等に係る関係行政機関の長との協議 ³⁷ 法第七十九条 第一項の規定による県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定等に係る協議 ¹ 法第四条第四項（法第七条第八項、第七条の二第三項、第十二条第六項、第十四条第四項、第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による自然環境保全審議会（以下この項中「審議会」という。）への諮問 ² 法第七条第一項及び第七条の二第一項の規定による計画の策定 ³ 法第七条第六項（法第七条の</p> <p>1 知事決裁事項である法第四条第一項の規定による鳥獣保護管理事業計画の策定、部長専決事項及び別表第四項に掲げる専決事項を除く法、令及び省令の施行に関する事務（自然環境課の所管する事務に限る。）</p>

中「省令」とい
う。）の施行事
務

二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による環境大臣への協議

4 法第十二条第二項の規定による狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限

5 法第十四条第二項の規定による第二種特定鳥獣の捕獲の期間の延長又は同条第三項の規定による禁止又は制限の解除

6 法第十四条第二項の規定による実施計画の策定及びその変更（ツキノワグマに係るものに限る。）

7 法第十四条第二項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定による環境大臣への協議（ツキノワグマに係るものに限る。）

8 法第十五条第一項の規定による指定猟法禁止区域の指定

9 法第十八条第二項の規定による鳥獣捕獲等事業の認定及び法第十八条第七項の規定による変更の認定並びに法第十八条の八第二項の規定による更新の認定

10 法第十八条第十項の規定による認定の取消し

11 法第二十八条第一項の規定による鳥獣保護区の指定及び同条第八項の規定による解除

12 法第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定及び同条第三項の規定による解除並びに同条第四項及び第五項において読み替えて準用する法第十二條第四項の規定による環境大臣への協議

13 法第二十九条第七項ただし書の規定による支障がないと認められる行為の指

				<p>14 定 法第二十九条第七項第四号の規定による特別保護指定区域の指定</p> <p>15 法第三十一条第一項の規定による所属職員による立入検査</p> <p>16 法第三十四条第一項の規定による休猟区の指定及び法第三十五条第一項の規定による特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域の指定</p> <p>17 法第四十一条の狩猟免許試験の実施</p> <p>18 法第五十条第一項の規定による試験の停止又は合格の決定の取消し及び同条第三項の規定による受験の禁止</p> <p>19 法第五十二条第一項の規定による狩猟免許の取消し及び同条第二項の規定による効力の停止</p> <p>20 法第六十三条の規定による狩猟者登録の抹消</p>	<p>21 法第六十四条の規定による狩猟者登録の取消し又は効力の停止</p> <p>22 法第六十八条第一項の猟区の管理の認可、法第七十一条第一項の猟区管理規程の変更の認可及び法第七十二条第一項の規定による認可の取消し</p> <p>23 法第七十三条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による猟区の維持管理に関する事務の委託及び審議会への諮問</p> <p>1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務</p> <p>2 法第十三条第五項（法第十七条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知内容の揭示及び公報への掲載</p> <p>3 法第十七条の二第二項の規定</p>
<p>三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号。以下この項中「法」という。）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令</p>					

<p>四 生物多様性基本法（平成二十八年法律第五十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>第二号。以下の項中「省令」という。）の施行事務</p>
<p>1 法第十三条第三項の規定による生物多様性地域戦略の公表等（同条第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>による防除の対象となる特定外来生物の種類等の決定、公示及び通知 4 法第十七条の二第五項において読み替えて準用する法第十六条の規定による原因者負担の決定 5 法第十七条の三第三項において読み替えて準用する法第十四条第三項の規定による補償金額の決定及び通知 6 法第十七条の四第二項の規定による意見の具申 7 法第十八条第二項の規定による意見の具申 8 省令第十九条の規定による意見聴取</p>
<p>1 知事決裁事項である法第十三条第一項の規定による生物多様性地域戦略の策定及び部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	
<p>六 岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年条例第四十五号。以下この項中「条例」という。）及び岐阜県立自然公園条例施行規則（昭和四十年規則第二十一号。以下この項中「規則」という。）の施行事務</p>	<p>五 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>
<p>2 条例第六条第一項の規定による公園計画に係る関係市町村及び</p>	<p>1 法第九条第四項（法第十条第六項において準用する場合及び法第十一条第八項（法第十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合同じ。）の規定による意見の具申 2 法第九条第五項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定による主務大臣との協議</p>
<p>1 知事決裁事項である条例第四条第一項の規定による自然公園の区域の指定及び同条第二項の規定による公示並びに条例第五条第一項の規定による指定の解除及び同条第二項において準用する条例第四条第二項の規定による公示並びに部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務</p>	

<p>7 条例第八條の五第三項の規定</p> <p>6 条例第八條の二の規定による改善命令</p> <p>5 条例第八條第三項の一部執行の認可及び同条第十項の規定による条件の付加</p> <p>4 条例第七條の二第一項の規定による公園事業に係る審議会からの意見の聴取及び決定並びに同条第二項の規定による公示</p> <p>3 条例第七條第一項の規定による公園計画の廃止及び変更に係る関係市町村及び審議会からの意見の聴取並びに決定並びに同条第二項において準用する条例第六條第二項の規定による公示</p> <p>2 条例第七條の二第一項の規定による公園事業に係る審議会からの意見の聴取及び決定並びに同条第二項の規定による公示</p> <p>1 条例第七條の二第一項の規定による公園事業に係る審議会からの意見の聴取及び決定並びに同条第二項の規定による公示</p>	<p>ひ審議会からの意見の聴取並びに決定並びに同条第二項の規定による公示</p> <p>3 条例第七條第一項の規定による公園計画の廃止及び変更に係る関係市町村及び審議会からの意見の聴取並びに決定並びに同条第二項において準用する条例第六條第二項の規定による公示</p> <p>4 条例第七條の二第一項の規定による公園事業に係る審議会からの意見の聴取及び決定並びに同条第二項の規定による公示</p> <p>5 条例第八條第三項の一部執行の認可及び同条第十項の規定による条件の付加</p> <p>6 条例第八條の二の規定による改善命令</p> <p>7 条例第八條の五第三項の規定</p> <p>る事務</p>
<p>七 岐阜県自然環境保全条例(昭和四十七年条例第十七号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	
<p>2 条例第十四條第三項の規定</p> <p>1 条例第十三條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による基本方針に係る岐阜県自然環境保全審議会(以下この項中「審議会」という。)への諮問</p> <p>1 知事決裁事項である条例第十三條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による基本方針の策定及び変更並びに条例第十四條第一項及び第二十五條の区域の指定(指定の解除及び区</p>	<p>による公園事業の執行の認可の取消し</p> <p>8 条例第八條の六第一項の規定による原状回復等の命令及び同条第二項の規定による原状回復等の実施</p> <p>9 条例第九條第一項の規定による特別地域の指定及び同条第三項において準用する条例第四條第二項の規定による公示</p> <p>10 条例第二十二條第一項の集団施設地区の指定及び同条第二項において準用する条例第四條第二項の規定による公示</p> <p>1 知事決裁事項である条例第十三條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による基本方針の策定及び変更並びに条例第十四條第一項及び第二十五條の区域の指定(指定の解除及び区</p>

<p>4 項において同じ。） 条例第十五条の第二項及び第三項の規定による保全事業の一部執行に係る</p>	<p>3 第一項の規定による保全計画の決定（廃止及び変更を含む。）並びに同条第三項において準用する条例第十四条第三項前段の規定による関係市町村長等との協議等及び条例第十五条第二項の規定による公示等（これらの規定を条例第二十六条において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。） 域の変更を含む。）並びに条例第十四条第七項の規定による公示並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>
<p>八 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例（平成十四年条例第四十六号。以下この項中「条例」とする。）</p>	
<p>2 条例第十二条の管理業務の休止又は廃止の承認</p>	<p>5 協議 条例第十六条第一項の規定による特別地区の指定（指定の解除及び区域の変更を含む。）、同条第二項において準用する条例第十四条第七項の規定による公示、条例第十六条第三項の規定による木竹の伐採の方法及びその限度の指定並びに同条第四項の規定による関係行政機関の長との協議 6 条例第二十条第一項の規定による野生動植物保護地区の指定（指定の解除及び区域の変更を含む。）及び同条第二項において準用する条例第十四条第七項の規定による公示</p>
<p>1 知事決裁事項である条例第七条第三項の規定による指定管理者の指定、条例第八条第一項の規定による指定</p>	

<p>九 岐阜県希少野生生物保護条例（平成十五年条例第二十二号。以下この項中「条例」といふ。）及び岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（平成十五年規則第百号。以下この項中「規則」といふ。）の施行事務</p>	<p>の施行事務</p>
<p>1 条例第七條第三項の規定による希少野生生物保護基本方針の策定に係る岐阜県自然環境保全審議会（次号及び第五号において「審議会」といふ。）への諮問及び同條第四項の規定による公表（これらの規定を同條第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>2 条例第八條第一項（同條第八項において準用する場合を含む。）の規定による指定希少野生生物の指定及び指定の解除に係る審議会への諮問</p> <p>3 条例第八條第二項の規定による指定希少野生生物の指定の案の公示及び同條第四項の規定に</p>	<p>の取消し及び管理業務の停止命令並びに条例第十三條の規定による公示並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>
<p>1 知事決裁事項である条例第七條第一項の規定による希少野生生物保護基本方針の策定並びに条例第八條第一項の規定による指定希少野生生物の指定及び同條第七項の規定による指定の解除並びに部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務</p>	<p>の取消し及び管理業務の停止命令並びに条例第十三條の規定による公示並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>
<p>4 条例第十九條第一項の規定による指定希少野生生物保護区の指定</p> <p>5 条例第十九條第三項（条例第二十一條第七項において準用する場合を含む。）第七号において同じ。）の規定による審議会への諮問及び関係市町村からの意見聴取</p> <p>6 条例第十九條第四項（条例第二十一條第七項において読み替えて準用する場合を含む。第八号において同じ。）の規定による公示及び縦覧</p> <p>7 条例第十九條第六項の規定による公聴会の開催</p> <p>8 条例第十九條第七項の規定による告示</p> <p>9 条例第二十一條第一項の規定による立入制限地区の指定及び同條第三項の規</p>	<p>よる公聴会の開催</p>
<p>よる立入制限地区の指定及び同條第三項の規</p>	<p>よる立入制限地区の指定及び同條第三項の規</p>

<p>事務の種類 一 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）</p>	<p>健康推進課</p>	
	<p>副知事専決事項</p>	
<p>1 法第五条の栄養士の免許の取消し等</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>定による指定の解除 10 条例第二十六条第一項の規定による野生生物保護推進員の委嘱及び同条第五項の規定による解囁 11 条例第二十八条第一項の規定による保護整備事業計画の策定並びに同条第三項の規定による告示及び閲覧 （これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。） 12 条例第二十九条第三項の保護整備事業の認定及び同条第四項の規定による告示 13 条例第三十一条第二項及び第三項の規定による認定の取消し</p>
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>課長専決事項</p>	

別表第三岐阜地域環境室の表を削り、別表第三医療福祉連携推進課の表の次に次のように加える。

<p>一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百二十九号） 以下この項中「法」というのは「法」という。</p>	<p>以下この項中「法」というのは「法」という。</p>	<p>以下この項中「法」というのは「法」という。</p>
<p>1 法第六条第一項及び第二十六条第一項の規定による旅行業等の登録の拒否 2 法第十一条の二第九項及び第二十八条第八項の規定による命令 3 法第十八条の三第一項及び第三十六条の規定による業務の改</p>	<p>1 法第六項を二の項とし、三の項を三の項とし、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を削り、七の項を五の項とし、八の項から十一の項までを二項ずつ繰り上げ、十二の項を削る。 別表第三岐阜地域産業労働室の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。 別表第三観光文化スポーツ政策課の表を削る。 別表第三観光資源活用課の表中「観光資源活用課」を「観光企画課」に改め、一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。</p>	<p>以下この項中「法」というのは「法」という。</p>
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務 1 生活習慣病予防対策に関する事務</p>

	<p>4 善の命令 法第十九条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による旅行業等の登録の取消し等</p> <p>5 法第六十四条第一項の規定による意見の聴取</p>	

別表第三農政課の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とする。

別表第三農産園芸課の表十四の項中「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の下に「令和四年法律第三十七号」を加え、同項部長専決事項の欄第十号中「取消し」の下に「農政部の所管に係る部分に限る。」を加え、同号を同欄第十二号とし、同欄第九号中「認可」の下に「農政部の所管に係る部分に限る。」を加え、同号を同欄第十号とし、同欄第八号中「認可」の下に「農政部の所管に係る部分に限る。」を加え、同号を同欄第十一号とし、同欄第七号中「取消し」の下に「農政部の所管に係る部分に限る。」を加え、同号を同欄第九号とし、同欄第六号中「協議」の下に「農政部の所管に係る部分に限る。」を加え、同号を同欄第八号とし、同欄第五号中「協議」の下に「農政部の所管に係る部分に限る。」を加え、同号を同欄第七号とし、同欄第四号中「認定」の下に「農政部の所管に係る部分に限る。」を加え、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「取消し」の下に「農政部の所管に係る部分に限る。」を加え、同号を同欄第二号とし、同欄第一号中「認定」の下に「農政部の所管に係る部分に限る。」を加え、同号を同欄第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

1 法第十六条第一項の規定による基本計画の作成及び農林水産大臣との協議

2 法第十七条第一項の規定による基本計画の変更及び農林水産大臣との協議

別表第三農産園芸課の表十四の項課長専決事項の欄第一号中「事務」の下に「基本計画」を加える。

公園緑地課

別表第三都市公園課の表を削り、別表第三公共交通課の表の次に次のように加える。

<p>一 都市公園法 (以下この項中「法」という。) 及び岐阜県都市公園条例(以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>			<p>1 法第三十一条の都市公園の行政又は技術に関する勧告等</p>	<p>1 知事決裁事項である法第三十三条第一項の規定による公園予定区域の決定及び部長専決事項を除く法及び条例の施行に関する事務</p>
<p>二 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第四百二十二号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>				<p>1 法の施行に関する事務</p>
<p>三 都市計画法(以下この項中「法」という。)の施行事務(都市公園に係るものに限る。)</p>		<p>1 法第五十九条第一項及び第四項の都市計画事業の認可並びに同条第二項の大臣への認可の申請</p>		<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>

別表第四の次に次のように加える。

別表第四の二(第九条、第十一条、第十二条、第十四条関係)

機 関 名	岐阜地域環境事務	
事務の種類	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この項中「法」という。）の施行事務	
部長専決事項	<p>1 法第九条の三第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による計画の変更等の命令</p> <p>2 法第九条の三第十項の規定による改善等の命令</p> <p>3 法第十四条の三（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業の停止命令</p> <p>4 法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し</p> <p>5 法第十五条の二の七の規定による産業廃棄物処理施設の改善等の命令</p> <p>6 法第十五条の三の規定による産業廃棄物処理施設の許可の取消し</p> <p>7 法第十九条の</p>	
現地機関の長専決事項	1 法第二十三条の五の規定による関係行政機関への照会等	
二 浄化槽法（以下この項中「法」という。）の施行事務	三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下この項中「法」という。）の施行事務	三（法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による改善命令
1 法第七条の二第三項及び第十二条の二第三項の規定による水質の検査についての勧告に係る措置命令	2 法第十二条第二項の規定による浄化槽の保守点検又は清掃についての必要な改善命令等	1 法第十二条第一項（法第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含む。）の処分その他の必要な措置の命令

<p>五 岐阜県埋立て等の規制に関する条例(以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>		<p>四 使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下この項中「法」という。)の施行事務</p>
<p>1 条例第二十五条第一項の規定による特定事業の許可の取消し又は特定事業の</p>	<p>1 法第二十条第三項の規定による関連事業者に対する同条第一項及び第二項の勧告に係る措置命令 2 法第五十一条第一項の規定による引取業者の登録の取消し又は事業の停止命令 3 法第五十八条第一項の規定によるフロン類回収業者の登録の取消し又は事業の停止命令 4 法第六十六条(法第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し又は事業の停止命令 5 法第九十条第三項の規定による関連事業者に対する同条第一項の勧告に係る措置命令</p>	
<p>6 法第十八条の四の規定による一般粉じん発生施設の基準適合命令等</p>	<p>1 法第九条の規定によるばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更等の命令 2 法第十四条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の改善等の命令 3 法第十七条第三項の規定による事故等の措置命令 4 法第十七条の八の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等に関する計画の変更等の命令 5 法第十七条の十一の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善等の命令</p>	<p>七 大気汚染防止法(以下この項中「法」という。)の施行事務</p> <p>六 岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則(以下この項中「規則」という。)の施行事務</p> <p>1 規則第八条第一項の規定による公表</p> <p>停止命令</p>

	<p>7 法第十八条の八の規定による特定粉じん発生施設の構造等に関する計画の変更の命令</p> <p>8 法第十八条の十一の規定による特定粉じん発生施設の構造等の改善等の命令</p> <p>9 法第十八条の十八第一項の規定による法第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことの命令</p> <p>10 法第十八条の十八第二項の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令</p> <p>11 法第十八条の二十一の規定による特定粉じん排出等作業の作業基準適合等の命令</p> <p>12 法第十八条の三十一の規定による水銀排出施設の構造等に関する計画の変更等の命令</p> <p>13 法第十八条の三十四の規定に</p>		<p>八 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p> <p>九 ダイオキシン類対策特別措置法（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>1 法第十條の規定による公害防止統括者等の解任命令</p> <p>1 法第十五條の規定による特定施設の構造等に関する計画の変更等の命令</p> <p>2 法第十六條の規定による総量規制基準適用事業場における処理の方法の改善等の命令</p> <p>3 法第二十二條第一項の規定による特定施設の構造等の改善等の命令</p> <p>4 法第二十二條第三項の規定による総量規制基準適用事業場における処理の方法の改善等の命令</p> <p>5 法第二十三條第三項の規定による事故等にお</p>	<p>よる水銀排出施設の構造等の改善勧告等及び改善命令等</p>
--	---	--	--	--	----------------------------------

	<p>十 土壌汚染対策法 (以下この項中「法」という。) 及び土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下この項中「省令」という。)の施行事務</p>
<p>ける措置命令</p> <p>1 法第三条第三項の規定による土地所有者等に対する有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知</p> <p>2 法第三条第四項の規定による使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査の報告をしないとき等の報告等の命令</p> <p>3 法第三条第六項の規定による確認の取消し</p> <p>4 法第三条第八項、第四条第三項及び第五条第一項の規定による土地の調査等の命令</p> <p>5 法第七条第一項の規定による汚染除去等計画の作成等の指示</p> <p>6 法第七条第二項の規定による汚染除去等計画の提出命令</p> <p>7 法第七条第四項の規定による汚染除去等計画</p>	
<p>十一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	
<p>2 法第二十八条第二項の指導及び助言</p>	<p>8 法第七条第八項の規定による実施措置命令</p> <p>9 法第十二条第五項の規定による形質の変更の施行方法に関する計画の変更命令</p> <p>10 法第十六条第四項の規定による汚染土壌を搬出しようとする者に対する措置命令</p> <p>11 法第十九条の規定による措置命令</p> <p>12 省令第四十四条第五項(省令第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による帯水層がない旨の確認の取消し</p> <p>13 省令第五十二条の八第一項の規定による施行管理方針の確認の取消し</p>

<p>十四 水質汚濁防止</p>	<p>十三 岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例（平成十七年条例第七十六号。以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>十二 岐阜県公害防止条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>3 法第二十九条第二項の規定による報告徴収</p>
<p>1 法第八条の規</p>	<p>1 条例第十条のアスベスト発生施設の構造等に関する計画の変更の命令 2 条例第十三条第一項のアスベスト発生施設の構造等の改善等の命令</p>	<p>1 条例第十八条の規定による届出に係るばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更等の命令 2 条例第二十三条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の改善等の命令 3 条例第三十一条の規定による基準適合命令 4 条例第三十八条の規定による特定施設の構造等に関する計画の変更等の命令 5 条例第四十一条の規定による特定施設の構造等の改善等の命令</p>	
<p>十六 自然公園法</p>	<p>十五 温泉法（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>法（以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>定による特定施設等の構造等に関する計画の変更等の命令 2 法第八条の二及び法第十三条第三項の規定による指定地域内事業場における汚水等の処理の方法の改善等の命令 3 法第十三条第一項、法第十三条の二第一項及び法第十三条の三第一項の規定による特定施設等の構造等の改善等の命令 4 法第十四条の二第四項の規定による事故等における応急の措置命令 5 法第十四条の三第一項及び第二項の規定による地下水の水质の浄化のための措置命令</p>
<p>1 法第三十四条</p>	<p>1 法第十四条の五第三項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認の取消し</p>		

<p>十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項中「省令」という。）の施行事務</p>	<p>十七 岐阜県自然環境保全条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	<p>（以下この項中「法」という。）及び岐阜県立自然公園条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>
<p>4 法第二十二條第一項の規定による措置命令</p> <p>3 法第十五條第十項の規定による措置命令</p> <p>1 法第十五條第一項の規定による措置命令</p>	<p>1 条例第二十二條第一項（条例第二十六條において準用する場合を含む。）の規定による行為の禁止等の命令</p> <p>2 条例第二十三條（条例第二十六條において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反した者に対する措置命令等</p>	<p>第一項の規定による中止命令等</p> <p>2 条例第二十條第一項の規定による行為の中止等の命令</p>
<p>3 法第四十六條第一項の狩猟免許の記載事項の変更の届出の受付</p> <p>2 法第四十三條の狩猟免許の交付</p> <p>1 法第四十二條の狩猟免許の条件の付加等（法第五十一條第三項の狩猟免許の更新に係るものに限る。次号において同じ。）</p>	<p>1 法第四十二條の狩猟免許の条件の付加等（法第五十一條第三項の狩猟免許の更新に係るものに限る。次号において同じ。）</p>	
		<p>5 法第二十二條第二項の規定による登録の取消し</p> <p>6 法第三十條第二項の規定による措置命令等</p> <p>7 法第三十五條第十一項の規定による措置命令</p> <p>8 法第三十五條第十二項において読み替えて準用する法第二十四條第十項の規定による承認の取消し</p>
<p>10 法第六十一條第五項の狩猟者</p> <p>9 法第六十一條第四項の住所等の変更の届出の受付及び狩猟者登録簿の記載事項の変更（県内に居住する者に係るものに限る。）</p> <p>8 法第六十一條第三項において準用する法第五十七條第一項の変更登録事項の狩猟者登録簿への登録（県内に居住する者に係るものに限る。）</p> <p>7 法第五十七條第一項の狩猟者登録簿への登録及び法第六十條の狩猟者登録証等の交付（県内に居住する者に係るものに限る。）</p> <p>6 法第五十四條の狩猟免許の返納の受付</p> <p>5 法第五十一條第二項から第四項までの適性試験及び講習の実施並びに狩猟免許の更新</p> <p>4 法第四十六條第二項の狩猟免許の再交付</p>	<p>4 法第四十六條第二項の狩猟免許の再交付</p> <p>5 法第五十一條第二項から第四項までの適性試験及び講習の実施並びに狩猟免許の更新</p> <p>6 法第五十四條の狩猟免許の返納の受付</p> <p>7 法第五十七條第一項の狩猟者登録簿への登録及び法第六十條の狩猟者登録証等の交付（県内に居住する者に係るものに限る。）</p> <p>8 法第六十一條第三項において準用する法第五十七條第一項の変更登録事項の狩猟者登録簿への登録（県内に居住する者に係るものに限る。）</p> <p>9 法第六十一條第四項の住所等の変更の届出の受付及び狩猟者登録簿の記載事項の変更（県内に居住する者に係るものに限る。）</p> <p>10 法第六十一條第五項の狩猟者</p>	<p>4 法第四十六條第二項の狩猟免許の再交付</p> <p>5 法第五十一條第二項から第四項までの適性試験及び講習の実施並びに狩猟免許の更新</p> <p>6 法第五十四條の狩猟免許の返納の受付</p> <p>7 法第五十七條第一項の狩猟者登録簿への登録及び法第六十條の狩猟者登録証等の交付（県内に居住する者に係るものに限る。）</p> <p>8 法第六十一條第三項において準用する法第五十七條第一項の変更登録事項の狩猟者登録簿への登録（県内に居住する者に係るものに限る。）</p> <p>9 法第六十一條第四項の住所等の変更の届出の受付及び狩猟者登録簿の記載事項の変更（県内に居住する者に係るものに限る。）</p> <p>10 法第六十一條第五項の狩猟者</p>

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

	<p>二十 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>		<p>1 条例第四条の鳥獣飼養登録に係る手数料の減免</p>
<p>十九 岐阜県希少野生生物保護条例（以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>		<p>1 条例第十五条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による許可の取消し 2 条例第二十二條第二項の規定による中止命令及び同条第三項の規定による措置命令</p>	<p>11 法第六十五条の狩猟者登録証等の返納の受付及び法第六十六条の報告の受付 12 省令第五十条の狩猟免状の亡失の届出の受付 13 省令第六十五条第十項の狩猟者登録証等の亡失の届出の受付</p>



令和八年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社